

重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション

TEL : 04-7142-1001

訪問看護サービス重要事項説明書

この訪問看護サービス重要事項説明書は、株式会社ニチイケアパレス（以下、「ニチイケアパレス」とします）が開設するニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション（以下、「本事業所」とします）が、お客様に医療保険適用の訪問看護サービス（以下、「本サービス」とします）を提供するにあたり、お客様やそのご家族に対し、ニチイケアパレス及び本事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

第1条（本サービスの目的）

本事業所は、お客様の病状、心身の状況、その置かれている環境及びご希望等の把握に努め、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、主治医と密接な連携を取りながら、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的として、本サービスを提供します。

第2条（本サービスの基本方針）

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- （1）お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- （2）地域との結びつきを重視し、市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との密接な連携に努めます。
- （3）従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質について、常にその改善に努めます。
- （4）お客様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

第3条（本サービスの実施に関する具体的方針）

本事業所は、次に掲げる具体的方針に基づき本サービスを実施するものとします。

- （1）本サービス提供の開始に当たり、主治医からの指示をもとに常にお客様の心身状況及びその置かれている環境の的確な把握に努めることとする。
- （2）個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた訪問看護計画を作成します。
- （4）訪問看護計画の作成後、訪問看護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。また、主治医には訪問看護報告書を作成します。
- （5）モニタリング結果を居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者へ報告し、訪問看護報告書を主治医へ提出します。
- （6）第9条に定める従業者は、主治医の指示がある場合にのみ、その指示に従った医療行為を行うものとします。
- （7）医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない特殊な看護等については、行わないこととします。

第4条（会社概要）

- （1）法人名称 : 株式会社 ニチイケアパレス
- （2）法人所在地 : 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- （3）代表番号 : 03-5834-5200
- （4）代表者氏名 : 秋山 幸男

- (5) 設立 : 昭和39年6月
 (6) 資本金 : 8,000万円(2025年9月1日現在)
 (7) 実施事業 : 介護事業

第5条(本サービスを提供する事業所)

1. 本事業所の概要は次のとおりです。

本事業所の名称 所在地 電話番号/FAX 番号	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション 千葉県流山市松ヶ丘4-496-1 電話番号: 04-7142-1001 / FAX 番号: 04-7142-1002
ステーションコード	第 号
実施サービス	訪問看護
通常の事業の実施地域	千葉県流山市の区域、千葉県松戸市の区域
備考	

サテライトの概要は次のとおりです。

本事業所の名称 所在地 電話番号/FAX 番号	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション サテライト小金原 千葉県松戸市小金原4丁目40番地8 電話番号: 047-349-1000 / FAX 番号: 047-349-1001
備考	

2. 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりです。

営業日	月～金
営業時間 (受付時間)	午前9時30分～午後5時30分
休業日	土・日
備考	

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

3. 本事業所の従業者体制は次のとおりです。

(令和7年 9月 1日現在)

	常勤	非常勤	計	資格等	兼務の有無
管理者	1人		1人	看護師	看護職員兼務
看護職員	人	35人	35人	看護師	管理者兼務
	人	1人	1人	准看護師	
理学療法士	人	3人	3人	理学療法士	
作業療法士	人	2人	2人	作業療法士	
言語聴覚士	人	人	人	言語聴覚士	
事務職員	人	人	人		
その他	人	人	人		

4. 前項の各従業者の職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者は、主治医の指示に基づき適切なサービスが提供されるよう、本事業所の従業者及び本サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う者とし、従業者に厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、都道府県または市区町村が条例で定める基準（以下、「基準等」とします）を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
- (2) 看護職員は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた訪問看護計画を基に本サービスの提供を行います。本サービスの提供にあたって、看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護指示書及び居宅サービス計画書、介護予防サービス計画書をふまえて、訪問看護報告書の作成を担当します。
- (3) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた（介護予防）訪問看護計画を基にサービスの提供を行います。
- (4) 事務職員は、本事業所運営時に必要な事務を行います。

第6条（本サービスの対象者）

1. 本事業所は、お客様が以下に該当し、かつ主治医から本サービスが必要であると認められた場合に本サービスを提供します。
 - (1) 40歳未満の場合
 - (2) 40歳以上65歳未満であり、介護保険法施行令で定める特定疾病でない場合
 - (3) 40歳以上かつ介護保険法施行令で定める特定疾病であって、要介護者・要支援者でない場合
 - (4) 65歳以上であって、要介護者・要支援者でない場合
2. 要介護者または要支援者であるお客様が以下に該当する場合には、訪問看護サービスは医療保険により行われ、介護保険は適用されません。
 - (1) お客様が、厚生労働大臣が定める疾病等の場合
 - (2) 急性増悪等により主治医（介護老人保健施設、介護医療院の医師を除く）が、一時的に頻回の訪問看護サービスを行う必要がある旨の指示（特別訪問看護指示書の交付）を行った場合（ひと月に原則1回に限り、指示日から14日を上限とする）
3. 本事業所では、精神障害者施設入所者に対する精神科訪問看護は行いません。

第6条（サービス内容）

本事業所は、訪問看護計画に基づき、指定された時間帯に、次のサービスを実施します。なお、各サービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、第8条に定める従業者までおたずねください。

＜サービス内容の例＞

- ① 病状、障害の観察
- ② 医療的配慮が必要なお客様の清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 医療的配慮が必要なお客様の食事及び排せつ等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防、処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症のお客様の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

第7条（本サービスの実施に関する留意事項）

1. サービス提供のためにお客様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担になります。
2. 訪問予定時間は、遅れることのないよう注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。その場合は、必ずご連絡致します。

第8条（従業者）

1. 従業者とは、お客様に本サービスを提供する本事業所の従業者であり、主として看護職員が該当します。
2. お客様の担当になる訪問看護の選任（担当の変更を含みます）は、本事業所が行い、お客様が従業者を指名することはできません。本事業所の都合により担当の従業者を変更する場合は、お客様やそのご家族等に対し事前にご連絡をすると共に、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮します。
3. お客様が、担当の従業者の変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、事業所の管理者まで申し出てください。
※業務上不適当と判断される事由がなき場合、変更を致しかねることがあります。
4. 本事業所は、お客様からの変更希望による変更も含め、従業者の変更により、お客様及びそのご家族等に対して、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮します。
5. 本事業所は、基準等に定められている人員の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して本サービスを提供します。

第9条（従業者の禁止行為）

従業者はサービスの提供にあたって下記の行為は行いません。

- (1) お客様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) お客様又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) お客様の同居ご家族に対するサービス提供
- (4) お客様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束その他お客様の行動を制限する行為（お客様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) その他お客様又はご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第10条（利用料金）

1. 本サービスの基本料金は以下のとおりです。

【医療保険】

訪問看護 基本療養費Ⅰ	(※1)		週3日まで	5,550円／日
			週4日以降	6,550円／日
	准看護師による場合		週3日まで	5,050円／日
			週4日以降	6,050円／日
	理学療法士等による 場合		週3日まで	5,550円／日
			週4日以降	6,550円／日
(※2)				12,850円／月
訪問看護 基本療養費Ⅱ	(※1)	同一日に 2人	週3日まで	5,550円／日
			週4日以降	6,550円／日
		同一日に 3人以上	週3日まで	2,780円／日
			週4日以降	3,280円／日
	准看護師による場合	同一日に 2人	週3日まで	5,050円／日
			週4日以降	6,050円／日
		同一日に 3人以上	週3日まで	2,530円／日
			週4日以降	3,030円／日
	理学療法士等による 場合	同一日に 2人	週3日まで	5,550円／日
			週4日以降	6,550円／日
		同一日に 3人以上	週3日まで	2,780円／日
			週4日以降	3,280円／日
(※2)				12,850円／月
訪問看護基本療養費Ⅲ				8,500円／日
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	(※3)		週3日まで（30分以上）	5,550円／日
			週3日まで（30分未満）	4,250円／日
			週4日以降（30分以上）	6,550円／日
			週4日以降（30分未満）	5,100円／日
	准看護師による場合		週3日まで（30分以上）	5,050円／日
			週3日まで（30分未満）	3,870円／日
			週4日以降（30分以上）	6,050円／日
			週4日以降（30分未満）	4,720円／日
精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ	(※3)	同一日 に2人	週3日まで（30分以上）	5,550円／日
			週3日まで（30分未満）	4,250円／日
			週4日以降（30分以上）	6,550円／日
			週4日以降（30分未満）	5,100円／日
		同一日 に3人 以上	週3日まで（30分以上）	2,780円／日
			週3日まで（30分未満）	2,130円／日
			週4日以降（30分以上）	3,280円／日
			週4日以降（30分未満）	2,550円／日
	准看護 師によ る場合	同一日 に2人	週3日まで（30分以上）	5,050円／日
			週3日まで（30分未満）	3,870円／日
			週4日以降（30分以上）	6,050円／日
			週4日以降（30分未満）	4,720円／日
		同一日 に3人 以上	週3日まで（30分以上）	2,530円／日
			週3日まで（30分未満）	1,940円／日
			週4日以降（30分以上）	3,030円／日
			週4日以降（30分未満）	2,360円／日
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ				8,500円／日

【医療保険】

訪問看護 管理療養費	月の 初日	機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230 円／日
		機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030 円／日
		機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700 円／日
		上記以外	7,670 円／日
	月の 2 日目 以降	訪問看護管理療養費 1	3,000 円／日
		訪問看護管理療養費 2	2,500 円／日
訪問看護情報提供療養費		訪問看護情報提供療養費 1	1,500 円／月 (利用者 1 名につき 1 回)
		訪問看護情報提供療養費 2	
		訪問看護情報提供療養費 3	
訪問看護ターミナルケア療養費		訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円／死亡月
		訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円／死亡月

※ 1 保健師、助産師、看護師による場合

※ 2 悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っているお客様、真皮を越える褥瘡の状態にあるお客様、人工肛門もしくは人工膀胱を造設している者で管理が困難なお客様または人工肛門もしくは人工膀胱のその他の合併症を有するお客様に対して、緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱に係る専門の研修を受けた看護師が他の訪問看護ステーションの看護師等またはお客様の在宅療養を担う保健医療機関の看護師と共同して本サービスを行った場合

※ 3 保健師、看護師または作業療法士による場合

- (1) 訪問看護基本療養費Ⅰは、お客様に対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、本事業所が本サービスを行った場合に、お客様 1 人につき、訪問看護基本療養費Ⅲの利用と合わせて週 3 日を限度として算定します。
- (2) 訪問看護基本療養費Ⅱは、同一建物居住者であるお客様に対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、本事業所が本サービスを行った場合に、お客様 1 人につき、訪問看護基本療養費Ⅰの利用と合わせて週 3 日を限度として算定します。
- (3) 訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中に退院後に本サービスを受けようとしているお客様（厚生労働大臣が定める者に限る）が、在宅療養に備えて一時的に外泊をする際、本事業所が本サービスを行った場合に、お客様 1 人につき、入院中 1 回（厚生労働大臣が定める疾病等の利用で、外泊が必要と認められた者については、入院中 2 回）を限度として算定します。
- (4) 精神科訪問看護基本療養費Ⅰは、精神障害を有するお客様に対して、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、個別にお客様またはご家族等に対して本事業所が本サービスを行った場合に、お客様 1 人につき、週 3 日を限度として算定します。
- (5) 精神科訪問看護基本療養費Ⅲは、同一建物居住者であるお客様に対して、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、個別にお客様またはご家族等に対して本事業所が本サービスを行った場合に、お客様 1 人につき、週 3 日（お客様の退院後 3 月以内の期間において行われる場合は週 5 日）を限度として算定します。
- (6) 精神科訪問看護基本療養費Ⅳは、入院中に退院後に本サービスを受けようとしているお客様（厚生労働大臣が定める者に限る）が、在宅療養に備えて一時的に外泊をする際、本事業所が本サービスを行った場合に、お客様 1 人につき、入院中 1 回（厚生労働大臣が定める疾病等の利用で、外泊が必要と認められた者については、入院中 2 回）を限度として算定します。
- (7) 本項 1 号及び 2 号について、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合は、日数の限度はありません。
- (8) 本項 1 号及び 2 号については、お客様の主治医からお客様の急性増悪等により、一時的に頻回

【医療保険】

の本サービスの必要がある旨の訪問看護指示書（以下、「特別訪問看護指示書」とします。）の交付を受け、当該特別訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、本事業所が本サービスを行った場合には、本項 1 号及び 2 号の規定にかかわらず、ひと月に 1 回（厚生労働大臣が定める者については、ひと月に 2 回）に限り、特別指示があった日から起算して 14 日を限度として算定します。

- (9) 本項 4 号及び 5 号については、お客様の主治医から精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該精神科特別訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、本事業所が本サービスを行った場合には、本項 4 号及び 5 号の規定にかかわらず、ひと月に 1 回に限り、特別指示があった日から起算して 14 日を限度として算定します。
- (10) 訪問看護管理療養費は、本事業所が、お客様に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書をお客様の主治医に提出するとともに、お客様に係る本サービスの実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、算定します。
- (11) 訪問看護情報提供療養費は、お客様に対してより有益な総合的な在宅療養を推進するために、お客様に提供させていただいた本サービスに関する情報を、お客様の居住地の市町村等、義務教育諸学校、保険医療機関に対して提供した際に算定されます。なお、上記の情報共有については、別途「訪問看護サービス重要事項説明書別紙」にて同意の有無を確認します。
- (12) 訪問看護ターミナルケア療養費は、主治医の指示により、お客様のお亡くなりになられた日及びお亡くなりになる前 14 日以内の計 15 日間に 2 回以上本サービスを行い、かつ、本サービスにおけるターミナルケアの支援体制についてお客様及びご家族等に説明した上でターミナルケアを行った場合に加算されます。（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外または特別養護老人ホーム以外でお亡くなりになられた場合も含む）
- (13) 通常時間帯以外の時間帯にサービスを提供する際には、前記の基本料金に、次のとおり割り増しされます。

サービス提供時間帯	加算料金
早朝（午前 6 時 00 分～午前 8 時 00 分）	2,100 円
夜間（午後 6 時 00 分～午後 10 時 00 分）	2,100 円
深夜（午後 10 時 00 分～午前 6 時 00 分）	4,200 円

2. 本サービスにおいて、医療保険で定められている訪問看護基本療養費に係る加算及びその該当条件は以下のとおりです。

加算の種類			加算料金・加算率
難病等複数回 訪問加算	1日に2回 行った場合	同一建物内2人まで	4,500 円／日
		同一建物内3人以上	4,000 円／日
	1日に3回以上行っ た場合	同一建物内2人まで	8,000 円／日
		同一建物内3人以上	7,200 円／日
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650 円／日
	月15日目以降		2,000 円／日
精神科緊急訪問看護加算			2,650 円／日
長時間訪問看護加算			5,200 円／日
長時間精神科訪問看護加算			5,200 円／日
複数名訪問看護加算	看護職員が看護師等 （准看護師除く）と 同時訪問	同一建物内2人まで	4,500 円／日
		同一建物内3人以上	4,000 円／日
	看護職員が准看護師 と同時訪問	同一建物内2人まで	3,800 円／日
		同一建物内3人以上	3,400 円／日

【医療保険】

	看護職員が看護補助者と同時訪問（別に厚生労働大臣が定める場合を除く）	同一建物内2人まで	3,000 円／日	
		同一建物内3人以上	2,700 円／日	
	看護職員が看護補助者と同時訪問（別に厚生労働大臣が定める場合に限り）	同一建物内2人まで	1 日 1 回	3,000 円
			1 日 2 回	6,000 円
			1 日 3 回以上	10,000 円
		同一建物内3人以上	1 日 1 回	2,700 円
			1 日 2 回	5,400 円
			1 日 3 回以上	9,000 円
複数名精神科訪問看護加算	保健師または看護師が他の保健師、看護師または作業療法士と同時訪問	同一建物内2人まで	1 日 1 回	4,500 円
			1 日 2 回	9,000 円
			1 日 3 回以上	14,500 円
		同一建物内3人以上	1 日 1 回	4,000 円
			1 日 2 回	8,100 円
			1 日 3 回以上	13,000 円
	保健師または看護師が准看護師と同時訪問	同一建物内2人まで	1 日 1 回	3,800 円
			1 日 2 回	7,600 円
			1 日 3 回以上	12,400 円
		同一建物内3人以上	1 日 1 回	3,400 円
			1 日 2 回	6,800 円
			1 日 3 回以上	11,200 円

複数名精神科訪問看護加算	保健師または看護師が看護補助者または精神保健福祉士と同時訪問	同一建物内2人まで	3,000 円／日
		同一建物内3人以上	2,700 円／日
特別地域訪問看護加算（1日に1回）			基本療養費の50%増
精神科複数回訪問加算	1日に2回行った場合	同一建物内2人まで	4,500 円／日
		同一建物内3人以上	4,000 円／日
	1日に3回以上行った場合	同一建物内2人まで	8,000 円／日
		同一建物内3人以上	7,200 円／日

- (1) 難病等複数回訪問加算は、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者または特別訪問看護指示書の交付を受けたお客様に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上本サービスを行った場合に加算されます。
- (2) 緊急訪問看護加算は、お客様またはそのご家族等の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、本事業所が緊急に本サービスを提供した場合に、1日につき加算されます。なお、精神科緊急訪問看護加算についても同様です。
- (3) 長時間訪問看護加算は、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1回の本サービスの時間が90分を越えた場合に、週1回に限り加算されます。なお、精神科長時間訪問看護加算についても同様です。
- (4) 複数名訪問看護加算は、厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対し、本事業所の保健師、助産師、看護師または准看護師が、本事業所の他の看護師等または看護補助者と同時に本サービスを行うことについてお客様またはご家族等の同意を得て、本サービスを行う場合に、加算されます。
- (5) 複数名精神科訪問看護加算は、本事業所の保健師または看護師が、本事業所の他の保健師等、

【医療保険】

看護補助者または精神保健福祉士と同時に本サービスを行うことについてお客様またはご家族等の同意を得て、本サービスを行う場合に、加算されます。

- (6) 特別地域訪問看護加算は、厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業所または、当該地域に居住するお客様に対し、当該地域外に所在する訪問看護事業所が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業所の所在地からお客様の居宅までの移動にかかる時間が1時間以上であるお客様に対して本サービスを行った場合に、1日につき加算されます。
- (7) 精神科複数回訪問加算は、本事業所の保健師、看護師、准看護師及び作業療法士が、精神科在宅患者支援管理料1または2を算定するお客様に対して、その主治医の指示に基づき、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合に加算されます。
3. 本サービスにおいて、医療保険で定められている訪問看護管理療養費に係る加算及びその該当条件は以下のとおりです。

加算の種類		加算料金
24時間対応体制加算	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800 円／月
	上記以外の場合	6,520 円／月
特別管理加算		2,500 円（※1）／月 5,000 円（※2）／月
退院時共同指導加算 〔 退院・退所につき1回まで、ただし、厚生労働大臣が定める 疾病等の利用者は2回まで 〕		8,000 円／日
退院支援指導加算（90分未満）	（退院につき1回まで）	6,000 円／日
退院支援指導加算（90分以上）		8,400 円／日
在宅患者連携指導加算（月1回まで）		3,000 円／月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）		2,000 円／日
特別管理指導加算		2,000 円／日
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定 するお客様に訪問看護を行う場合	8,400 円／月
	精神科在宅患者支援管理料2のロを算定 するお客様に訪問看護を行う場合	5,800 円／月
専門管理加算		2,500 円／月
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円／月

- (1) 本事業所は、お客様又はそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応可能な体制にあります。24時間対応体制加算の算定に同意いただいた場合には、本サービスの基本料金の他に1月につき上記の料金が加算され、必要に応じて計画外の緊急時訪問を行います。なお、緊急時訪問及び加算の算定については、別途「訪問看護サービス重要事項説明書別紙」にて同意の有無を確認します。
- (2) 特別管理加算（※1）は、厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、月に1回を限度として加算されます。
- (3) 特別管理加算（※2）は、前項に定める利用者のうち、重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に対して加算されます。
- (4) 退院時共同指導加算は、保険医療機関に入院中または介護老人保健施設もしくは介護医療院に入所中のお客様またはご家族等に対して、退院または退所にあたって、本事業所の看護師等（准看護師を除く）が入院または入所施設の職員（医師または医師の指示を受けた看護師・作業療法士・理学療法士・栄養士等）とともに、居宅での療養に関する指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、加算されます。

【医療保険】

- (5) 退院支援指導加算は、退院支援指導を要する者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関から退院するにあたって、本事業所の看護師等（准看護師を除く）が、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、初日の本サービスの実施日に加算されます。ただし、お客様が退院日の翌日以降初日の本サービスが行われる前にお亡くなりあるいは再入院した場合においては、お亡くなりになられた日もしくは再入院日に算定します。
- (6) 在宅患者連携指導加算は、本事業所の看護師（准看護師を除く）が訪問診療、歯科訪問診療を実施している保険医療機関または訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえてお客様またはご家族へ療養上必要な指導を行った場合に加算されます。なお、上記の情報共有については、別途「訪問看護サービス重要事項説明書別紙」にて同意の有無を確認します。
- (7) 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、本事業所の看護師等（准看護師を除く）が主治医の求めにより関係する医療関係職種等医療従事者と共同でお客様宅に赴き、カンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導をお客様に行った場合に加算されます。
- (8) 特別管理指導加算は、退院時共同指導加算の対象のお客様が、厚生労働大臣が定める状態等にある利用者である場合に加算されます。
- (9) 精神科重症患者支援管理連携加算は、精神科在宅患者支援管理料2を算定するお客様の主治医が属する保険医療機関と連携し、当該保険医療機関の職員と共同で会議を行い、支援計画を策定し、精神科訪問看護を精神科在宅患者支援管理料2のイを算定するお客様においては週2回以上、2のロを算定するお客様においては月2回以上実施した場合に、月1回に限り加算されます。
- (10) 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、本サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。
- (11) 訪問看護医療 DX 情報活用加算は、本事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、オンライン資格確認により、お客様の診療情報を取得等したうえで本サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。
4. 本サービスにおいて、医療保険で定められている訪問看護ターミナルケア療養費に係る加算及びその該当条件は以下のとおりです。

加算の種類	加算料金
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円

遠隔死亡診断補助加算は、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科点数表の区分番号C001の注8に規定する死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算されます。

5. 本サービスにおいて、本事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合は、訪問看護ベースアップ評価料として、訪問看護管理療養費を算定しているお客様につき、月1回に限り算定します。なお、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定し、かつ訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）を算定する場合は、（Ⅱ）の1～18までのいずれかを算定します。

加算の種類	加算料金
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780 円／月

加算の種類	加算料金
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 1	10 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 2	20 円／月

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 3	30 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 4	40 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 5	50 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 6	60 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 7	70 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 8	80 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 9	90 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 10	100 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 11	150 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 12	200 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 13	250 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 14	300 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 15	350 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 16	400 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 17	450 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 18	500 円／月

- 医療保険の適用になるお客様は、本条 1 項から第 5 項の料金からお客様の医療保険給付額を差し引いた額をお支払いいただきます。
- 本条第 1 項から第 5 項に定める料金のほか、別途料金表に定める料金をお支払いいただきます。
- 本事業所は、お客様から料金のお支払いを受けるときは、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付いたします。

第 11 条（交通費）

第 5 条第 1 項に記載されている「通常の事業の実施地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、第 5 条第 1 項に記載されている「通常の事業の実施地域」を越えた地点から下表の料金をいただきます。なお、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定するお客様については、当該交通費をいただきません。

移動手段	負担していただく交通費
自動車等	事業所から実施地域を超える地点から 片道 1 キロメートルあたり 20 円 (消費税等 1 円)

※従業者の移動手段は地域により異なります。

第 12 条（訪問看護計画及び利用料金の見積もり）

居宅サービス計画、介護予防サービス計画に基づいて提供する（介護予防）訪問看護計画及びその利用料金の見積もりは、「訪問看護サービスご利用確認書」に記載のとおりです。なお、「訪問看護サービスご利用確認書」は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更により（介護予防）訪問看護計画の変更があった場合、変更が軽微で一過性のものを除き、新たにお客様に交付しその内容をお客様に確認いただくものとします。

第 13 条（キャンセル）

- お客様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

①サービス利用日の前営業日の 17 時までのご連絡	無料
②サービス利用日の前営業日の 17 時以降のご連絡	基本料金のお客様負担額

- 救急車・主治医等がかかわる緊急対応が生じた場合はキャンセル料をいただきません。

【医療保険】

3. 上表の②について、お客様の都合によるキャンセルが頻繁に起こる場合については、キャンセル料を協議のうえ変更します。
4. キャンセル（及びサービスの変更）のご連絡は、下記「キャンセルの連絡先（電話番号）」に限らせていただきます。（第15条に記載するお客様相談室では承っておりません。）

キャンセルの連絡先名称	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション
キャンセルの連絡先電話番号	04-7142-1001

第14条（お支払い方法）

1. 前月のサービスご利用分に関するお客様負担金を、本事業所が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。
2. お支払い方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。なお、口座引き落とし以外のお支払いについては、本事業所または従業者までご相談ください。
3. 認定申請日前のお客様へサービス提供を行った場合など「償還払い」の対象となる場合があります。
※お客様が一旦利用料金の全額を本事業所にお支払いいただき、その後、本事業所より交付された「サービス提供証明書」と「領収書」を市町村に申請し、保険給付分の費用の払い戻しを受けることを償還払いといいます。

第15条（介護保険適用となる場合）

本事業所がお客様に介護保険の適用となる訪問看護サービスを提供する場合は、本契約とは別に「訪問看護サービス契約書【介護保険】」及び「訪問看護サービス重要事項説明書【介護保険】」を締結します。

第16条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 本事業所及びその従業者は、業務上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
2. 本事業所は、そのサービス提供上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
3. 本事業所及びその従業者は、必要な範囲においてお客様及びそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、お客様及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
4. 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。
5. 個人情報に関するお問い合わせにつきましては、第17条に記載する個人情報問い合わせ窓口までご連絡ください。

第17条（サービス相談窓口、苦情受付窓口、個人情報問い合わせ窓口及び対応の手順）

1. 本事業所及びニチイケアパレスにおけるサービスのご利用にかかわる相談窓口、苦情・要望の受付及び個人情報問い合わせ窓口は、次のとおりです。

（1）本事業所

電話番号	04-7142-1001
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分
苦情受付担当者	管理者

苦情解決責任者	管理者
備考	

(2) お客様相談室

電話番号	0120-82-6501
営業日	原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除く毎日
受付時間	営業日の午前9時00分～午後5時00分
備考	

フリーダイヤルの電話番号のおかけ間違いには十分ご注意ください。

(3) 個人情報問い合わせ窓口

担当	総務課 個人情報問い合わせ担当
電話番号	03-5834-5200
営業日	原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除く毎日
受付時間	営業日の午前9時00分～午後5時00分
備考	

2. 前項の他、次の市区町村等のサービス相談、及び苦情受付窓口に相談することも出来ます。

(1) 市区町村（保険者）のサービス相談・苦情受付窓口

市区町村名	千葉県国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口
電話番号	043-254-7428（苦情相談専用）
備考	午前9時から正午、午後1時から午後5時 （土・日・祝日・年末年始は除く。）

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	総合賠償責任保険

(2) 国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」とします）のサービス相談・苦情受付窓口

国保連合会	千葉県国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口
電話番号	043-254-7428（苦情相談専用）
備考 （受付時間）	午前9時から正午、午後1時から午後5時 （土・日・祝日・年末年始は除く。）

3. 本事業所及びニチイケアパレスは、お客様に対し、自ら提供した本サービスにかかわる苦情を受付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- (1) 苦情の受付
- (2) 苦情内容の確認
- (3) 苦情解決責任者等への報告
- (4) お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- (5) 苦情の解決に向けた対応の実施
- (6) 再発防止、及び改善の実施
- (7) お客様への苦情解決結果の説明・同意
- (8) 苦情解決責任者等への最終報告

第18条（事故発生時の連絡先、及び対応の手順）

1. 本サービス提供中に事故が発生した場合には、あらかじめ確認させていただいた次の連絡先へ連絡します。お客様及びそのご家族よりご連絡をいただく場合は、本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。

(1) 本事業所

本事業所名	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション
所在地	千葉県流山市松ヶ丘 4-496-1
電話番号/FAX番号	04-7142-1001/04-7142-1002
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分
備考	

(2) ご家族様

お名前	
電話番号	

(3) 全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合等の事故発生時の連絡先

全国健康保険協会	全国健康保険協会 千葉支部
電話番号	043-332-2811
備考 (受付時間)	午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日・年末年始を除く

後期高齢者医療 広域連合	千葉県後期高齢者医療広域連合
電話番号	043-216-5011

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスにより事故が発生した場合、次の基本手順に基づいた対応を実施します。なお、当該事故の状況・内容及び対応結果については、本事業所が記録します。

(1) お客様の安全の確保

- (2) 事故発生状況・内容の確認
- (3) 本事業所の管理者等への報告
- (4) ご家族等への連絡
- (5) 事故の解決に向けた対応の実施
- (6) 事故発生原因の解明、及び再発防止への措置
- (7) お客様への事故解決経過・結果の説明
- (8) 本事業所の責任者等への最終報告

3. サービスの提供により、お客様へ賠償すべき事故が発生した場合、第19条に基づいた対応を実施します。

第19条（緊急時等の連絡先、及び対応の手順）

1. 本サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、あらかじめ確認させていただいた次の連絡先へ連絡します。お客様及びそのご家族よりご連絡をいただく場合は、本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。

(1) 本事業所

本事業所名	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション
所在地	千葉県流山市松ヶ丘 4-496-1
電話番号／FAX番号	04-7142-1001/04-7142-1002
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分
備考	

(2) 主治医

医療機関名	
所在地	
電話番号／FAX 番号	
受付時間	
主治医名	
備考	

(3) ご家族様

お名前	
電話番号	
備考	

(4) お客様の担当居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等

居宅介護支援事業者名 介護予防支援事業名	
所在地	
電話番号／FAX 番号	
受付時間	
担当介護支援専門員名	
備考	

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスにおいて、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡（119番への通報）、搬送の実施等の必要な措置を講じた後、必要に応じ、第18条第2項に基づいた対応を実施します。
3. 本事業所は、緊急に計画外のサービスの提供があり、そのサービスが介護保険適用外のサービスの場合には、お客様より別途料金をいただく場合があります。

第20条（損害賠償）

1. 本事業所は、お客様に対する本サービスの提供にあたって、本事業所の責めに帰すべき事由によりお客様またはそのご家族等の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、お客様またはそのご家族等に過失がある場合は、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
3. 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格或使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
4. 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
5. お客様またはそのご家族等は、お客様またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、本事業所の従業者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第21条（医療費（診療報酬）の改定）

厚生労働省が定める医療費（診療報酬）の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める医療費（診療報酬）に準拠するものとします。

第21条（虐待の防止に関する措置）

1. 本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

第22条（身体拘束等の禁止及び身体拘束等を行う場合の取り扱い）

本事業所は、サービス提供にあたって、お客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為は行わないものとします。

第23条（第三者評価の実施状況）

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり ・ ☐ なし	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

第24条（衛生管理）

1. 本事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
2. 本事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じます。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第25条（業務継続計画の策定等）

1. 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する本サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第26条（ハラスメント対策の強化）

1. 本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
2. お客様またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がお客様へサービスを提供することができなくなるだけでなく、従業者または本事業所の判断によっては、民事上および刑事上の法的紛争へと発展する可能性があります。
 - (1) 身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。
 - (2) セクシュアルハラスメントとは、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

以上

【医療保険】

ニチイケアパレスは、重要事項説明書に基づいて、本サービス内容及び重要事項の説明を行いました。本書交付を証するため、本書を2通作成し、お客様及びニチイケアパレス双方が記名又は署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業所	所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
事業者名		株式会社ニチイケアパレス
本事業所	(事業所の名称及び所在地)	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション
		千葉県流山市松ヶ丘4-496-1

説明者氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、本サービス内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

お客様 (契約者)	住所	
	氏名	印
☐ 代理人 又は ☐ 署名代行人 (該当する者の□にレ印をご記入 ください。)	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()
身元引受人1 (代表身元引受人) ※ 身元引受人を複数定めた場合 には、代表身元引受人の方が本 欄に記名又は署名捺印ください。	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()
身元引受人2	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()

☐ 成年後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 任意後見人 ☐ 任意後見受任者	住所	
	氏名	印

重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション

TEL : 04-7142-1001

(介護予防) 訪問看護サービス重要事項説明書

この(介護予防)訪問看護サービス重要事項説明書は、株式会社ニチイケアパレス（以下、「ニチイケアパレス」とします）が開設するニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション（以下、「本事業所」とします）が、お客様に(介護予防)訪問看護サービス（以下、「本サービス」とします）を提供するにあたり、お客様やそのご家族に対し、ニチイケアパレス及び本事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

第1条（本サービスの目的）

本事業所は、お客様の病状、心身の状況、その置かれている環境及びご希望等の把握に努め、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、主治医と密接な連携を取りながら、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的として、本サービスを提供します。

第2条（本サービスの基本方針）

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- (1) お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との密接な連携に努めます。
- (3) 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質について、常にその改善に努めます。
- (4) お客様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (5) 本サービスを提供するに当たっては、介護保険法等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (6) 前5項のほか、厚生労働省令で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、都道府県又は市区町村が条例で定める基準（以下、「基準等」という。）の内容を遵守し、事業を実施します。

第3条（本サービスの実施に関する具体的方針）

本事業所は、次に掲げる具体的方針に基づき本サービスを実施するものとします。

- (1) 本サービス提供の開始に当たり、主治医からの指示をもとに常にお客様の心身状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努めることとする。
- (2) 個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた(介護予防)訪問看護計画を作成します。
- (4) (介護予防)訪問看護計画の作成後、(介護予防)訪問看護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。また、主治医には訪問看護報告書を作成する。
- (5) モニタリング結果を居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者へ報告し、訪問看護報告書を主治医へ提出します。
- (6) 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない特殊な看護等については、行わないこととします。

第4条（会社概要）

- (1) 法人名称 : 株式会社 ニチイケアパレス
 (2) 法人所在地 : 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
 (3) 代表番号 : 03-5834-5200
 (4) 代表者氏名 : 秋山 幸男
 (5) 設立 : 昭和39年6月
 (6) 資本金 : 8,000万円(2025年9月1日現在)
 (7) 実施事業 : 介護事業

第5条（本サービスを提供する事業所）

1. 本事業所の概要は次のとおりです。

本事業所の名称 所在地 電話番号/FAX 番号	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション 千葉県流山市松ヶ丘4-496-1 電話番号: 04-7142-1001 / FAX 番号: 04-7142-1002
指定事業者番号	指定(介護予防)訪問看護 第1262390508号
実施サービス	(介護予防)訪問看護
通常の事業の実施地域	千葉県流山市の区域、千葉県松戸市の区域
備考	

- サテライトの概要は次のとおりです。

本事業所の名称 所在地 電話番号/FAX 番号	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション サテライト小金原 千葉県松戸市小金原4丁目40番地8 電話番号: 047-349-1000 / FAX 番号: 047-349-1001
備考	

2. 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりです。

営業日	月～金
営業時間 (受付時間)	午前9時30分～午後5時30分
休業日	土・日
備考	

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

3. 本事業所の従業者体制は次のとおりです。

(令和7年 9月 1日現在)

	常勤	非常勤	計	資格等	兼務の有無
管理者	1人		1人	看護師	看護職員兼務
看護職員	人	35人	35人	看護師	管理者兼務
	人	1人	1人	准看護師	
理学療法士	人	3人	3人	理学療法士	
作業療法士	人	2人	2人	作業療法士	
言語聴覚士	人	人	人	言語聴覚士	
事務職員	人	人	人		
その他	人	人	人		

4. 前項の各従業者の職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者は、主治医の指示に基づき適切なサービスが提供されるよう、本事業所の従業者及び本サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う者とし、従業者に厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、都道府県または市区町村が条例で定める基準（以下、「基準等」とします）を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
- (2) 看護職員は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた（介護予防）訪問看護計画を基に本サービスの提供を行います。本サービスの提供にあたって、看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護指示書及び居宅サービス計画書、介護予防サービス計画書をふまえて、（介護予防）訪問看護報告書の作成を担当します。
- (3) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた（介護予防）訪問看護計画を基にサービスの提供を行います。
- (4) 事務職員は、本事業所運営時に必要な事務を行います。

第6条（サービス内容）

本事業所は、（介護予防）訪問看護計画に基づき、指定された時間帯に、次のサービスを実施します。なお、各サービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、第8条に定める従業者までおたずねください。

＜サービス内容の例＞

- ① 病状、障害の観察
- ② 医療的配慮が必要なお客様の清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 医療的配慮が必要なお客様の食事及び排せつ等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防、処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症のお客様の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

第7条（本サービスの実施に関する留意事項）

1. サービス提供のためにお客様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担になります。

2. 訪問予定時間は、遅れることのないよう注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。その場合は、必ずご連絡致します。

第8条（従業者）

1. 従業者とは、お客様に本サービスを提供する本事業所の従業者であり、主として看護職員が該当します。
2. お客様の担当になる訪問看護員の選任（担当の変更を含みます）は、本事業所が行い、お客様が従業者を指名することはできません。本事業所の都合により担当の従業者を変更する場合は、お客様やそのご家族等に対し事前にご連絡をすると共に、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
3. お客様が、担当の従業者の変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、事業所の管理者まで申し出てください。
※業務上不適当と判断される事由がなき場合、変更を致しかねることがあります。
4. 本事業所は、お客様からの変更希望による変更も含め、従業者の変更により、お客様及びそのご家族等に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
5. 本事業所は、基準等に定められている人員の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して本サービスを提供します。

第9条（従業者の禁止行為）

従業者はサービスの提供にあたって下記の行為は行いません。

- （1）お客様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- （2）お客様又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- （3）お客様の同居ご家族に対するサービス提供
- （4）お客様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- （5）身体拘束その他お客様の行動を制限する行為（お客様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- （6）その他お客様又はご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第10条（利用料金）

1. 本サービスの基本料金は別途添付する料金表のとおりです（非課税となります）。
 - （1）料金表に記載の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に定められた本サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。
 - （2）20分未満のサービスは、本サービスを24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画、介護予防サービス計画または（介護予防）訪問看護計画書のなかに20分以上の本サービスが週1回以上含まれている場合に、適用されます。
 - （3）担当の従業者が准看護師の場合には、上記の基本料金の90%となります。
2. 本サービスにおける減算の該当条件は次のとおりです（非課税となります）。
 - （1）同一建物に対する減算については、本事業所が、本事業所が所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは本事業所と同一の建物に居住するお客様に対して本サービスを行った場合に、基本料金から減算します。また、本事業所における1月あたりのお客様が同一の建物に20人以上居住する建物のお客様に対して本サービスを行った場合も、基本料金から減算します。
 - （2）高齢者虐待防止措置未実施減算は、虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に、基本報酬から減算します。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (3) 業務継続計画未策定減算は、以下の基準に適合していない場合に、基本報酬から減算します。
- ① 感染症や非常災害の発生時において、お客様に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
 - ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
3. 本サービスにおける加算の該当条件は次のとおりです（非課税となります）。
- (1) 本事業所は、お客様またはそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応可能な体制にあります。緊急時訪問看護加算の算定に同意いただいた場合には、本サービスの基本料金の他に1月につき上記の料金が加算され、必要に応じて計画外の緊急時訪問を行います。なお、緊急時訪問及び加算の算定については、別途「訪問看護サービス重要事項説明書別紙」にて同意の有無を確認します。
 - (2) 特別管理加算は、特別な管理を必要とするお客様（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して計画的な管理を行った場合に加算されます。
 - (3) 前号の特別管理加算の対象者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の本サービスを行った後に引き続き本サービスを行う場合であって、サービス提供時間の通算が1時間30分を超える場合に、長時間の訪問看護として加算されます。なお、本加算については、看護師が行う場合であっても、准看護師が行う場合であっても同じ金額となります。
 - (4) 専門管理加算は、本事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出ており、以下に該当する場合に加算します。
 - ① 緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
 - ② 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
 - (5) 複数名訪問加算は、体重が重いお客様を一人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、一人で看護を行うことが困難な場合にのみ加算されます。
 - (6) 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成したお客様に対して本サービスを行った場合に加算されます。
 - (7) 退院時共同指導加算は、病院、診療所または介護老人保健施設、もしくは介護医療院に入院中または入所中のお客様に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算されます。
 - (8) 看護・介護職員連携強化加算は、訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要なお客様に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算されます。
 - (9) ターミナルケア加算は、主治医との連携の下、ターミナルケアに係る計画及び支援体制についてお客様及びそのご家族等の意向を踏まえターミナルケアを実施している場合において、お亡くなりになった日及びお亡くなりになる前14日以内に2日以上（当該期間に医療保険による本サービスの提供を受けている場合は1日以上）ターミナルケアを行った場合に加算されます。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅外でお亡くなりになった場合も含む）
 - (10) 遠隔死亡診断補助加算は、本事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出ており、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8に規程する死亡診断加算を算定するお客様について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算します。
 - (11) 訪問看護体制強化加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しており、本事業所が医療ニーズの高いお客様への本サービスの提供体制を強化している場合に加算します。
 - (12) 口腔連携強化加算は、本事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、お客様の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算します。

【介護保険】

- (13) サービス提供体制強化加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。
- (14) 定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護において、要介護5のお客様に訪問看護を行う場合には加算、医療保険の訪問看護を利用している場合には減算となります。
- (15) 特別地域訪問看護加算は、本事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、本サービスを提供した場合に加算します。
- (16) 中山間地域等における小規模事業所加算は、本事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、本サービスを提供した場合に加算します。
- (17) 中山間地域等における居住する者へのサービス提供加算は、本事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に居住しているお客様に対して、通常の事業の実施地域を越えて本サービスを提供した場合に加算します。
4. 介護保険が適用されるお客様（要介護・要支援認定を受けている介護保険被保険者）は、本条1項から2項の料金のお客様の負担割合に応じた額をお支払いいただきます（法定代理受領）。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた分につきましては、全額がお客様の負担となります。
- ※ 介護保険被保険者であるお客様が、居宅サービス計画、介護予防サービス計画に基づき介護保険サービスを受けた場合、保険者がお客様に代わって利用料（お客様負担分を除く）を直接事業者を支払うことを法定代理受領といいます。
5. 本事業所は、緊急時に計画外のサービスを提供する場合があります、そのサービスが介護保険外のサービスにあたる時には、お客様より別途料金をいただくことがあります。

第11条（交通費）

第5条第1項に記載されている「通常の事業の実施地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、第5条第1項に記載されている「通常の事業の実施地域」を越えた地点から下表の料金をいただきます。なお、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定するお客様については、当該交通費をいただきません。

移動手段	負担していただく交通費
自動車等	事業所から実施地域を超える地点から 片道1キロメートルあたり 20円 (消費税等1円)

※従業者の移動手段は地域により異なります。

第12条（介護予防）訪問看護計画及び利用料金の見積もり）

居宅サービス計画、介護予防サービス計画に基づいて提供する（介護予防）訪問看護計画及びその利用料金の見積もりは、「訪問看護サービスご利用確認書」に記載のとおりです。なお、「訪問看護サービスご利用確認書」は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更により（介護予防）訪問看護計画の変更があった場合、変更が軽微で一過性のものを除き、新たにお客様に交付しその内容をお客様に確認いただくものとします。

第13条（キャンセル）

1. お客様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

①サービス利用日の前営業日の17時までのご連絡	無料
②サービス利用日の前営業日の17時以降のご連絡	基本料金のお客様負担額

2. 救急車・主治医等がかかわる緊急対応が生じた場合はキャンセル料をいただきません。
3. 上表の②について、お客様の都合によるキャンセルが頻繁に起こる場合については、キャンセル料を協議のうえ変更します。

【介護保険】

4. キャンセル（及びサービスの変更）のご連絡は、下記「キャンセルの連絡先（電話番号）」に限らせていただきます。（第17条に記載するお客様相談室では承っておりません。）

キャンセルの連絡先名称	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション
キャンセルの連絡先電話番号	04-7142-1001

第14条（お支払い方法）

1. 前月のサービスご利用分に関するお客様負担金を、本事業所が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。
2. お支払い方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。なお、口座引き落とし以外のお支払いについては、本事業所または従業者までご相談ください。
3. 認定申請日前のお客様へサービス提供を行った場合など「償還払い」の対象となる場合があります。

※お客様が一旦利用料金の全額を本事業所にお支払いいただき、その後、本事業所より交付された「サービス提供証明書」と「領収書」を市町村に申請し、保険給付分の費用の払い戻しを受けることを償還払いといいます。

第15条（医療保険適用となる場合）

本事業所がお客様に医療保険の適用となる訪問看護サービスを提供する場合は、本契約とは別に「訪問看護サービス契約書【医療保険】」及び「訪問看護サービス重要事項説明書【医療保険】」を締結します。

第16条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 本事業所及びその従業者は、業務上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
2. 本事業所は、そのサービス提供上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
3. 本事業所及びその従業者は、必要な範囲においてお客様及びそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、お客様及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
4. 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。
5. 個人情報に関するお問い合わせにつきましては、第16条に記載する個人情報問い合わせ窓口までご連絡ください。

第17条（サービス相談窓口、苦情受付窓口、個人情報問い合わせ窓口及び対応の手順）

1. 本事業所及びニチイケアパレスにおけるサービスのご利用にかかわる相談窓口、苦情・要望の受付及び個人情報問い合わせ窓口は、次のとおりです。

(1) 本事業所

電話番号	04-7142-1001
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分
苦情受付担当者	管理者
苦情解決責任者	管理者
備考	※事業所の都合により即座に対応できない場合がございます。

(2) お客様相談室

電話番号	0120-82-6501
営業日	原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除く毎日
受付時間	営業日の午前9時00分～午後5時00分
備考	

フリーダイヤルの電話番号のおかけ間違いには十分ご注意ください。

(3) 個人情報問い合わせ窓口

担当	総務課 個人情報問い合わせ担当
電話番号	03-5834-5200
営業日	原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除く毎日
受付時間	営業日の午前9時00分～午後5時00分
備考	

2. 前項の他、次の市区町村等のサービス相談、及び苦情受付窓口にも相談することも出来ます。

(1) 市区町村（保険者）のサービス相談・苦情受付窓口

市区町村名	千葉県流山市介護支援課
電話番号	04-7150-6531
備考	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	総合賠償責任保険

(2) 国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」とします）のサービス相談・苦情受付窓口

国保連合会	千葉県国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口
電話番号	043-254-7428（苦情相談専用）
備考 （受付時間）	午前9時から正午、午後1時から午後5時 （土・日・祝日・年末年始は除く。）

3. 本事業所及びニチイケアパレスは、お客様に対し、自ら提供した本サービスにかかわる苦情を受付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- (1) 苦情の受付
- (2) 苦情内容の確認
- (3) 苦情解決責任者等への報告
- (4) お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- (5) 苦情の解決に向けた対応の実施
- (6) 再発防止、及び改善の実施
- (7) お客様への苦情解決結果の説明・同意
- (8) 苦情解決責任者等への最終報告

第18条（事故発生時の連絡先、及び対応の手順）

1. 本サービス提供中に事故が発生した場合には、あらかじめ確認させていただいた次の連絡先へ連絡します。お客様及びそのご家族よりご連絡をいただく場合は、本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。

(1) 本事業所

本事業所名	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション
所在地	千葉県流山市松ヶ丘 4-496-1
電話番号／FAX番号	04-7142-1001/04-7142-1002
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分
備考	

(2) ご家族様

お名前	
電話番号	

(3) 市区町村の事故発生時の連絡先

市区町村名	千葉県高齢福祉課
電話番号	043-223-2344

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスにより事故が発生した場合、次の基本手順に基づいた対応を実施します。なお、当該事故の状況・内容及び対応結果については、本事業所が記録します。

- (1) お客様の安全の確保
- (2) 事故発生状況・内容の確認
- (3) 本事業所の管理者等への報告
- (4) ご家族等・市区町村への連絡
- (5) 事故の解決に向けた対応の実施

(6) 事故発生原因の解明、及び再発防止への措置

(7) お客様への事故解決経過・結果の説明

(8) 本事業所の責任者等への最終報告

3. サービスの提供により、お客様へ賠償すべき事故が発生した場合、第19条に基づいた対応を実施します。

第19条（緊急時等の連絡先、及び対応の手順）

1. 本サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、あらかじめ確認させていただいた次の連絡先へ連絡します。お客様及びそのご家族よりご連絡をいただく場合は、本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。

(1) 本事業所

本事業所名	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション
所在地	千葉県流山市松ヶ丘 4-496-1
電話番号／FAX番号	04—7142—1001/04—7142—1002
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分
備考	

(2) 主治医

医療機関名	
所在地	
電話番号／FAX 番号	
受付時間	
主治医名	
備考	

(3) ご家族様

お名前	
電話番号	
備考	

(4) お客様の担当居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等

居宅介護支援事業者名	
介護予防支援事業者名	
所在地	

電話番号／FAX 番号	
受付時間	
担当介護支援専門員名	
備考	

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスにおいて、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡（119番への通報）、搬送の実施等の必要な措置を講じた後、必要に応じ、第18条第2項に基づいた対応を実施します。
3. 本事業所は、緊急に計画外のサービスの提供があり、そのサービスが介護保険適用外のサービスの場合には、お客様より別途料金をいただく場合があります。

第20条（損害賠償）

1. 本事業所は、お客様に対する本サービスの提供にあたって、本事業所の責めに帰すべき事由によりお客様またはそのご家族等の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、お客様またはそのご家族等に過失がある場合は、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
3. 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
4. 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
5. お客様またはそのご家族等は、お客様またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、本事業所の従業員の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第21条（介護給付費の改定）

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

第21条（虐待の防止に関する措置）

1. 本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

第22条（身体拘束等の禁止及び身体拘束等を行う場合の取り扱い）

本事業所は、サービス提供にあたって、お客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為は行わないものとします。

第23条（介護予防）訪問看護計画の提出

本事業所は、お客様の居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等から（介護予防）訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該（介護予防）訪問看護計画を提供することに協力するように努めます。

第24条（第三者評価の実施状況）

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり ・ ☐ なし	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

第25条（衛生管理）

1. 本事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
2. 本事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じます。
 - （1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - （2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - （3）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第26条（業務継続計画の策定等）

1. 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する本サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第27条（ハラスメント対策の強化）

1. 本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
2. お客様またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がお客様へサービスを提供することができなくなるだけでなく、従業者または本事業所の判断によっては、民事上および刑事上の法的紛争へと発展する可能性があります。
 - （1）身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。
 - （2）セクシュアルハラスメントとは、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

以上

【介護保険】

ニチイケアパレスは、重要事項説明書に基づいて、本サービス内容及び重要事項の説明を行いました。本書交付を証するため、本書を2通作成し、お客様及びニチイケアパレス双方が記名又は署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業所	所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
事業者名		株式会社ニチイケアパレス
本事業所	(事業所の名称及び所在地)	ニチイライフケア松ヶ丘公園ナースステーション
		千葉県流山市松ヶ丘4-496-1

説明者氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、本サービス内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

お客様 (契約者)	住所	
	氏名	印
☐ 代理人 又は ☐ 署名代行人 (該当する者の□にレ印をご記入 ください。)	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()
身元引受人1 (代表身元引受人) ※ 身元引受人を複数定めた場合 には、代表身元引受人の方が本 欄に記名又は署名捺印ください。	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()
身元引受人2	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()

☐ 成年後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 任意後見人 ☐ 任意後見受任者	住所	
	氏名	印

訪問看護 料金表

※料金表は重要事項説明書に綴じ込むこと

地域区分

6級地

●基本料金(要介護)

※単位：円（消費税非課税）

提供時間 (通常 8:00～18:00)	サービス提供者	単位数	地域区分	自己負担額		
			10.42	1割	2割	3割
20分未満	看護師	314	3,271	328	655	982
	准看護師	283	2,948	295	590	885
30分未満	看護師	471	4,907	491	982	1,473
	准看護師	424	4,418	442	884	1,326
1時間未満	看護師	823	8,575	858	1,715	2,573
	准看護師	741	7,721	773	1,545	2,317
1時間30分未満	看護師	1128	11,753	1,176	2,351	3,526
	准看護師	1015	10,576	1,058	2,116	3,173

理学療法士等による訪問の場合	単位数	地域区分	自己負担額		
		10.42	1割	2割	3割
1回につき	294	3,063	307	613	919
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(90%)	265	2,761	277	553	829

●基本料金(要支援)

※単位：円（消費税非課税）

提供時間 (通常 8:00～18:00)	サービス提供者	単位数	地域区分	自己負担額		
			10.42	1割	2割	3割
20分未満	看護師	303	3,157	316	632	948
	准看護師	273	2,844	285	569	854
30分未満	看護師	451	4,699	470	940	1,410
	准看護師	406	4,230	423	846	1,269
1時間未満	看護師	794	8,273	828	1,655	2,482
	准看護師	715	7,450	745	1,490	2,235
1時間30分未満	看護師	1090	11,357	1,136	2,272	3,408
	准看護師	981	10,222	1,023	2,045	3,067

理学療法士等による訪問の場合	単位数	地域区分	自己負担額		
		10.42	1割	2割	3割
1回につき	284	2,959	296	592	888
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(50%)	142	1,479	148	296	444

●減算料金

減算	算定率
事業所と同一建物のお客様又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	基本料金の90%
事業所と同一建物のお客様50人以上にサービスを行う場合	基本料金の85%
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金の1%を減算
業務継続計画未策定減算	基本料金の1%を減算

●加算料金

※単位：円（消費税非課税）

加算		介護給付費	地域区分	自己負担額		
			10.42	1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,252	626	1,251	1,876
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,981	599	1,197	1,795
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,210	521	1,042	1,563
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,605	261	521	782
専門管理加算	1月につき	250	2,605	261	521	782
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,126	313	626	938
複数名訪問加算(Ⅰ) 2人の看護師等が同時訪問	(30分未満)	1回につき	254	2,646	265	530
	(30分以上)	1回につき	402	4,188	419	838
複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師等が看護補助者と同時訪問	(30分未満)	1回につき	201	2,094	210	419
	(30分以上)	1回につき	317	3,303	331	661

訪問看護 料金表

加算		介護給付費	地域区分	自己負担額				
			10.42	1割	2割	3割		
初回加算(Ⅰ)		1月につき	350	3,647	365	730	1,095	
初回加算(Ⅱ)		1月につき	300	3,126	313	626	938	
退院時共同指導加算		1回につき	600	6,252	626	1,251	1,876	
看護・介護職員連携強化加算【介護のみ】		1月につき	250	2,605	261	521	782	
ターミナルケア加算【介護のみ】		死亡月	2,500	26,050	2,605	5,210	7,815	
遠隔死亡診断補助加算【介護のみ】		死亡月	150	1,563	157	313	469	
看護体制強化加算(Ⅰ)【介護のみ】		1月につき	550	5,731	574	1,147	1,720	
看護体制強化加算(Ⅱ)【介護のみ】		1月につき	200	2,084	209	417	626	
看護体制強化加算【要支援のみ】		1月につき	100	1,042	105	209	313	
口腔連携強化加算(1月に1回を限度)		1回につき	50	521	53	105	157	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護以外	1回につき	6	62	7	13	19	
	定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護【介護のみ】	1月につき	50	521	53	105	157	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護以外	1回につき	3	31	4	7	10	
	定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護【介護のみ】	1月につき	25	260	26	52	78	
定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護		1月につき	2,961	30,853	3,086	6,171	9,256	
		要介護5のお客様に訪問看護を行う場合	1月につき	800	8,336	834	1,668	2,501
		医療保険の訪問看護を利用している場合(減算)	1日につき	97	1,010	101	202	303

サービス提供時間		加算率
通常時間帯(8:00～18:00)以外の時間帯にサービスを提供する場合	早朝(6:00～8:00)	基本料金の25%
	夜間(18:00～22:00)	基本料金の25%
	深夜(22:00～翌6:00)	基本料金の50%

加算	加算率
特別地域訪問看護加算	15%加算
中山間地域等における小規模事業所加算	10%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算

介護保険をご利用の場合、利用者負担割合に応じた額をお支払いいただきます。
お客様ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認いただけます。

●その他の利用料(保険外)

死後の処置料

	単位:円(非課税)	備考
1回につき	20,000	当社と訪問看護サービス契約を締結し、指定訪問看護の提供がその直前まで計画的になされていたお客様が永眠された際に、ご家族の希望に基づき、死後の処置が行われた場合に適用されます。